

## 全国商工会会員福祉共済共済金の請求方法について

**請求書類の作成につきましては入・通院終了後に作成いたします**ので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

必要連絡事項及び提出書類関係につきましては、下記内容を確認の上、会員福祉共済担当までご連絡ください。その時に支払対象か否か、そして支払対象期間について詳しくご説明いたしますのでご安心下さい。

【必要連絡事項】※□項目にチェックしながらご確認ください。

□事故発生の日時：○月○日（○曜日）午前・午後 ○時頃

□事故現場の住所：わからない場合⇒龍ヶ崎市○○町 ○○付近にて など

□事故内容の報告：例 自転車で走行中にワダチに車輪をとられて横転してしまった など

□入・通院期間：指定の用紙（入・通院状況報告書）へ記入する為に、入・通院した日をご連絡ください。

□傷病名：入・通院した病院でご確認下さい。

□治療方法：入・通院した病院でご確認下さい。※手術→ 手術番号、術名の確認をします。

□共済金お支払先：請求者様ご指定の口座をご記入下さい。

【必要提出書類】

□領収書のコピー

※入通院した分のコピーすべてです。

※交通事故等の保険会社介入の場合は領収書がないので、後日保険会社より取付け可能です。

□診察券又はお薬の袋のコピー

※ご用意出来ない場合は請求用紙左下部へ直接ご記入ください

□診断書

└ 請求確定額が10万円を超える場合は必要となります

└ けが・疾病等から請求内容の経過期間が2年以上ある。

└ 自己申告に間違いが生じそうな時は、確認のために必要となります。

※診断書につきましては、会員福祉共済指定の診断書様式となります。なお、各病院によって金額は異なりますが、持ち込みでの診断書作成には別途費用がかかること、予めご了承ください。

【その他】

□印鑑の押し忘れ等、ご注意ください。

□領収証については、確認が取れば全部揃ってなくても大丈夫です。

【連絡先】龍ヶ崎市商工会

福祉共済担当 水野谷 修

TEL0297-62-1444

FAX0297-64-0645